

ホームページへの掲載が必要な 施設基準等と掲示事項

療養担規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料について】

(1) 一般病棟入院基本料

当院の6病棟(2A・2C・3A・3B・4A・4B)は急性期一般入院料1を算定する病院です。入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。なお、病棟、時間帯、休日などで入院料、看護職員の配置が異なります

(2) 地域包括ケア病棟入院料

当院の2B病棟は地域包括ケア病棟入院料2を算定する病院です。(日勤、夜勤合わせて)入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

(3) 特定集中治療室管理料5

当院の集中治療室は入院患者2人に対し常時1名以上の看護職員を配置しています。

(4) 緩和ケア病棟入院料1

当院の4C病棟は入院患者7人に対し1名以上の看護職員を配置しています。

【DPC対象病院に関する事項】(令和7年6月1日時点)

当院は、DPC(包括医療制度)の対象病院であるため、入院医療費を計算するにあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算しています。

・医療機関別係数 1. 5339 (DPC標準病院群)

(医療機関別係数内訳)

基礎係数 1.0451 機能評価係数Ⅰ 0.3873 機能評価係数Ⅱ 0.0659

救急補正係数 0.0356

【明細書発行体制について】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、「領収証兼明細書」の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「診療明細書」を無料で発行しております。

「診療明細書」には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、「診療明細書」の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

また、公費負担医療の受給者で医療費の負担の無いかたについても発行しております。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

【当院は関東信越厚生局に下記の届出を行っています】

(1) 入院食事療養費

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時)適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。(なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。)

70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食510円
一般(住民税課税世帯)※指定難病患者等			1食300円
住民税 非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	1食240円
		90日超え	1食190円

70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食510円
一般(住民税課税世帯)※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月 の入院日数	90日以内	1食240円
		90日超え	1食190円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			1食110円

(2) 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出
当ホームページの「当院について」の「病院概要・沿革」の「施設基準一覧」に掲載

【保険外負担に関する事項】

(1) 特別の療養環境の提供
当ホームページの「入院」の「入院・面会のご案内」の「お部屋・設備の紹介」に掲載
※令和7年6月より料金改定当ホームページの「新着情報」の「お知らせ」をご覧ください。

(2) 文書料及び保険外負担に係る費用

各証明書・診断書・診療録開示費用

診断書及び証明書（病院様式）	2,750 円	領収証明書	1,100 円	登園・登校許可書	550 円
自動車保険診断書	5,500 円	おむつ使用証明書	3,300 円	死亡診断書	4,400 円
自動車保険明細書	3,300 円	分娩費・出産手当金証明書	1,100 円	診療録開示 A4/1 枚 ※	22 円
保険会社等診断書及び証明書	6,600 円	母子健康管理指導事項カード	550 円	診療録開示 A3/1 枚 ※	44 円
障害診断書	5,500 円	保険会社入院証明書兼障害診断書	11,000 円	エックス線写真真等複写（光 Disk）	1,100 円
身障者（労災）診断書	4,400 円	※事前に申込が必要です。			

各種ワクチン・セカンドオピニオン費用

肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）	8,800 円	B C G	5,595 円	四種混合	9,428 円
肺炎球菌ワクチン（プレベナー13）	11,000 円	H B ワクチン 0.5ml	10,681 円	日本脳炎ワクチン	6,600 円
水痘ワクチン	8,547 円	H B ワクチン 0.25ml	6,600 円	H i b ワクチン	6,600 円
風疹ワクチン	5,984 円	二種混合	1,870 円	子宮頸がんワクチン	22,000 円
MR ワクチン（麻疹風疹混合）	6,655 円	三種混合	5,500 円	セカンドオピニオン料（30 分毎）※	11,000 円
おたふくかぜ	6,413 円	帯状疱疹ワクチン（シングリックス） （乾燥弱毒生ワクチン）	25,300 円 7,700 円	※ 事前に申込が必要です。	

その他費用

おむつ 1 枚	33 円～	診察券再発行代	110 円	遺体処置料（寝巻きあり）	10,450 円
				遺体処置料（寝巻きなし）	8,250 円

入院される際は次のセット・サービスが利用できます。※利用の際は契約が必要となりますので、詳細につきましては入退院受付にてご確認ください。

◇セットレンタル（タオル/寝巻き/紙おむつ）330 円～605 円/日	◇衣類洗濯サービス 550 円～880 円/1 kg ネット
◇テレビセット（テレビ・ブルーレイプレイヤー・冷蔵庫）366 円/日	
◇理髪代（顔・髭剃りのみ）500 円（散髪+顔・髭剃り）2,000 円	←左記の内容は入院中の方どなたでもご利用いただけます。
◇理髪代（パーマ+カット+ブロー/カラー+カット+ブロー）各 8,000 円	←左記の内容は緩和ケア病棟のみのサービスとなります。

(3) 初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介状がない場合、保険による一部負担金とは別に特別の料金(選定療養費)を徴収することになります。

「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、選定療養費の徴収が義務化となり、紹介状なしで受診する場合は保険適用の診療費とは別に、選定療養費をご負担いただくことになります。

また、選定療養費は、「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は病院で行う」という、

外来機能の明確化および医療機関の連携を推進する目的として、厚生労働省により定められ、徴収が義務付けられております。

・初診時選定療養費 7,700円(税込) ・再診時選定療養費 3,300円(税込)

※詳細は当ホームページの「初診の方へ」の「選定療養の改定価格」をご覧ください。

(4) 時間外受診に係る費用の徴収

当院は地域医療支援病院、二次救急医療機関として、緊急性の高い重症な患者さんを24時間体制で受け入れています。

しかし、緊急対応が必要な患者さん以外の方(緊急性の低い軽症な方)が夜間・休日に多くの患者さんが来院されますと、重症患者に対する迅速な対応に支障が生じる場合があります。

そこで、緊急性の低い軽症な患者さんの診療時間外(夜間・休日を含む)の受診については、下記の要領にて、診療費とは別に選定療養費の徴収をさせていただいております。

地域医療支援病院そして二次救急医療機関として地域の救急医療を維持していくため、当院の機能と役割を皆様のご理解をお願いいたしますとともに、適正な時間外受診に何卒ご協力のほどお願いいたします。

・時間外選定療養費 7,700円(税込)

※詳細は当ホームページの「外来受診の流れ」の「救急外来」をご覧ください。

(5) 長期収載品に係る費用の徴収

長期収載品の選定療養費とは患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

＜対象となる医薬品＞

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。(※在宅注射薬剤も対象となります。)

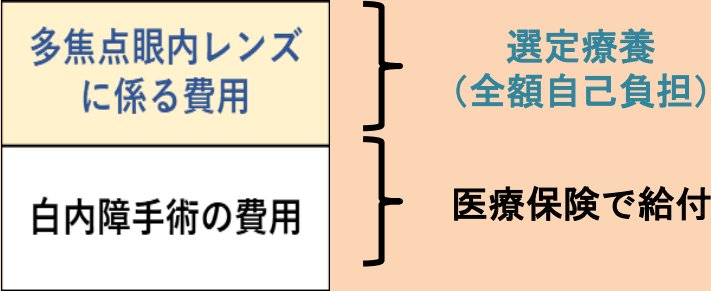
＜対象外となる場合＞

医師が医療上の必要性があると判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合
バイオ医薬品、入院患者の場合

※長期収載品(先発医薬品)の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1を選定療養費としてお支払い頂きます。(消費税もかかります)

(6) 多焦点眼内レンズに係る費用の徴収
当院は多焦点眼内レンズの白内障手術を行う医療機関として届出をしています。多焦点眼内レンズの対象となる患者様には診察時に詳細をご説明致します。
多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の費用



多焦点眼内レンズの種類	金額(税込)
Clareon PanOptix TORIC トリフォーカル CNATT2-6	222,200円
Clareon PanOptix トリフォーカル CNATT0	242,400円
テクニスコデッセイTVB Simplicity DRT150-375	232,300円
テクニスコデッセイVB Simplicity DRN00V	252,500円

医療情報取得加算に関する掲示

- 当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っております。
それに伴い2024年6月より医療情報取得加算を算定しています。
- ・別紙問診票のご記入をお願いいたします。
 - ・当院宛の紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。
 - ・マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。
- ☐健康保険証の資格の有無
 - ☐高額療養費制度の負担区分
 - ☐他院を含めた受診歴
 - ☐投薬履歴
 - ☐特定検診情報

医療DX推進体制整備加算に関する掲示

- 当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。
- ・オンライン請求を行っております。
 - ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
 - ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
 - ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスの取組を検討しています。(今後導入予定です。)

ハイリスク分娩等管理加算に関する掲示

年間分娩件数	283件
分娩に係わる医師数	4名
分娩に係わる助産師数	18名

2024年1月から12月

後発医薬品使用体制加算に関する掲示

- 当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品:先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品)を積極的に採用しています。
- 医薬品の供給不足が生じた場合、速やかに適切に治療計画の見直しを行う体制を整えています。
- そのため、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤について代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更する場合がありますが、その時は 事前に患者様には十分説明させていただきますので、ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
- なお、不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

外来腫瘍化学療法診療料 1に関する掲示

当院では以下の対応を行っております

- ・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療科を算定している患者から電話等による緊急の相談に、24 時間対応出来る体制が整備されています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- ・実施される化学療法のレジメン(医療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- ・患者さんと企業が共同で作成した勤務情報に基づき、医師が、療養上必要な指導を実施し、企業に対して診療情報を提供しています。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導も行っています。

院内トリアージ料に関する掲示

当院では、夜間・休日・深夜に受診される患者さんに対し、院内トリアージ（患者の重症度などによって、治療の優先順位を決めること）を実施し、患者さんの状態から緊急度区分に応じて、診療の優先順位付けを行います。このため、来院順に診察する体制とは異なり、緊急度の高い方を優先的に診療するため、後から来院された患者さんを先に診察する場合があります、順番が前後いたします。御理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

一般名処方加算に関する掲示

当院では、厚生労働省の方針に従い、一般名処方を行っています。一般名処方とは医薬品の有効成分をそのまま医薬品名として処方せんに記載して処方することです。医薬品の供給が不安定な状況であっても、一般名処方を推進することにより、薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することが可能となります。

※ 一般名での処方について、ご不明点やご心配事がある場合は、いつでも医師や薬剤師にご相談ください。

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘍摘出術等	9件
黄斑下手術等	55件
鼓室形成術等	7件
肺悪性腫瘍手術等	18件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術

靱帯断裂形成術等	13件
水頭症手術等	21件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
尿道形成手術等	23件
角膜移植術	0件
肝切除術等	13件
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術

上顎骨形成術等	0件
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
母指化手術等	0件
内反足手術等	0件
食道切除再建術等	1件
同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術

	418件
--	------

その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	157件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	73件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)	0件
経皮的冠動脈形成術	18件
急性心筋梗塞に対するもの	6件
不安定狭心症に対するもの	5件
その他のもの	7件
特殊カテーテルによるもの	1件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	111件
急性心筋梗塞に対するもの	13件
不安定狭心症に対するもの	21件
その他のもの	77件